穴水町商工会小型除雪機の貸出に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、穴水町商工会が所管する小型除雪機を貸し出してこれを活用し、除雪作業時間を短縮し、労働時間の縮減を図ることを目的とする。

（貸出の対象）

第２条　前条の小型除雪機の貸し出しは、穴水町商工会の会員事業者が、自らの営業の用に供する場合に行うものとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（貸出の申請）

第３条　小型除雪機を使用する者は、小型除雪機使用願（別記様式）を会長に提出しなければならない。

（使用の時間）

第４条　小型除雪機の貸出時間は、原則４時間以内とする。ただし、会長がやむを得ない理由があると認めるときは、８時間以内とする。

（使用料）

第５条　小型除雪機の使用料は、無料とする。ただし、燃料費は、借受者の負担とし、ヤマハ除雪機は１時間　３００円、ホンダ除雪機は１時間　２００円とする。

（借受者の遵守事項）

第６条　借受者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　小型除雪機の使用において故意又は重大な過失により、破損若しくは故障を生じたときは、その修理費の全額を負担しなければならない。

(2)　小型除雪機に故障が生じた場合には、その旨を会長に連絡し速やかに返送しなければならない。

(3)　承認を得た目的以外に使用し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(4)　小型除雪機の使用に際して常に安全運転に努めなければならない。

２　小型除雪機の使用に際し、借受者に生じた損害は、自己の負担とする。

（貸出品の返納及び貸出停止）

第７条　会長は、借受者が前条第１項各号に掲げている事項に違反していると認めた場合は、小型除雪機の貸出停止又は返納を命じることができる。

　（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年１２月１日から施行する。

|  |
| --- |
| 別記様式（第３条関係）**小　型　除　雪　機　使　用　願**平成　　年　　月　　日穴水町商工会長　様穴水町商工会小型除雪機貸出要綱第３条により、除雪機械の貸出方を申請します。　住　　所　　　　　　　　　　　　　　　　（申請者）事業所名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| １　除雪機種　　　ヤマハ除雪機　・　ホンダ除雪機２　使用場所３　使用日時　　　平成　　年　　月　　日　　　　　　　　　午前・午後　 　時　　分から午前・午後 　　時　　分まで４　運転者名 |
| 商工会使用欄 | 貸出確認者印 |  | 返却確認者印 |  |
| 使用料金の額 | 【ヤマハ】300円×　　　時間＝【ホンダ】200円×　　　時間＝ |
| 備　　　　考 |  |